

知っているようで実は知らない

# 相続税の仕組み

相続・贈与相談センター 赤坂支部  
アイリス税理士法人



# 相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは  
全国100地域の加盟会計事務所と  
相続コンサルタントにより  
構成された全国組織です。

個人と社長の**相続や事業承継の  
悩みに対応できる地域ナンバー1  
事務所**を目指しております。

各士業や企業との連携により、  
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する  
ワンストップサービスが受けられます。

第一章 相続税のしくみを知る

第二章 みなし相続財産

第三章 相続税額の計算

# 相続税のしくみを知る

# 相続税の計算

## 相続財産として引き継ぐもの

### プラスの財産

金融資産	◎預貯金・現金 ◎有価証券（公社債、国債、上場株式、投資信託など）
不動産	◎家屋（貸家も含む） ◎宅地（貸家建付地も含む） ◎借地権 ◎農地、山林 など
その他	◎ゴルフ会員権・リゾート会員権 ◎貴金属・宝石、書画・骨董・車 ◎債権 ◎著作権、商標権 など

### みなし相続財産

- ◎ **保険会社から受け取る死亡保険金**  
契約者と被保険者が同じで、被相続人の死亡後に相続人に支払われる死亡保険金、死亡給付金、死亡一時金など
- ◎ **勤務先から支払われる死亡退職金**  
通常は配偶者、配偶者がいなければ子どもなどの相続人に支払われる

### マイナスの財産

債務	◎住宅ローンなどの金融機関からの借入金の残金 ◎クレジットカードの未決済分 ◎未払いの入院費や医療費、税金
葬式費用	◎通常の通夜・葬儀に伴い葬儀社や寺などに支払った費用一式（香典返しや初七日・四十九日などの法要の費用は認められない）

### 非課税財産

- ◎生前から所有していた墓地・墓石、霊廟、仏壇・仏具など（不当に高額な仏像等は除く）
- ◎公益事業用の財産
- ◎寄付財産（国や特定の公益法人に対するもので、相続税の申告期限内に寄付するなど条件あり）

一定の非課税額があり、その分を差し引いて残った分を相続財産に加える

# 相続税の計算

## 課税遺産の総額を算出する

- 3年以内の贈与
- 相続時精算課税の対象となる贈与

プラスの財産

みなし相続財産

相続税の対象となる財産

マイナスの財産

葬式費用

非課税  
財産

課税遺産の総額

基礎控除額

基礎控除後に0以下になれば  
相続税はかからない

### 法定相続人の人数と基礎控除額

人数	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円

# 非課税相続財産とは

財産の種類	内容
お墓など	お墓、仏壇、神棚、位牌などは祖先の礼拝、国民感情から相続税が非課税とされています。
生命保険の一部	みなし相続財産である生命保険については、 500万円× <b>法定相続人</b> の数について相続税が非課税とされています。 養子がいる場合には、一定の制限があります。
死亡退職金の一部	生命保険金と同じく <b>みなし相続財産</b> である死亡退職金については、 500万円× <b>法定相続人</b> の数について相続税が非課税とされています。 養子がいる場合には、一定の制限があります。
弔慰金	死亡退職金とは別に弔慰金や花輪代をもらうことがあります。 この弔慰金についても一定の金額までは相続税が非課税とされています。 ①業務上の死亡～死亡時の普通給与の3年分 ②その他の死亡～死亡時の普通給与の6か月分
国などへの寄付	国や地方公共団体、特定の公益法人に対する寄付については相続税が非課税とされています。

# 保証債務に注意

## 保証債務は控除対象外

「亡くなった父が友人の借入金の保証人になっていた」というような場合、相続人は保証債務も引き継ぐこととなります。ところが、原則として保証債務は債務控除の対象となりません。これは、保証債務を履行した場合でも、友人に返還を求めることができる権利（求償権）があり、損失が補填される可能性があるためです。ただし、例外もあります。友人が弁済不能の状態を保証人である父がその債務を履行しており、かつ友人から弁済を受ける見込みがないケースです。この場合、求償権の行使が不能な金額に関しては債務控除の対象となります。

# 相続財産の切り離し

## 贈与税の非課税拡充



※ 祖父母や親が孫や子にお金を贈与した場合が対象

### 新設

結婚・出産／育児資金



1,000万円までの贈与を非課税  
(2023年(令和5年)3月末まで)

### 拡充

教育資金



用途を拡大し、最大1,500万円まで非課税  
(2023年3月末まで)

### 拡充

住宅購入資金



非課税枠を最大3,000万円までに拡大  
(2021年12月末まで)

# 贈与税の活用（暦年贈与）

## 暦年贈与税の活用

### 事例

- ・相続財産 5億円（自宅1億円・預金等4億円）
- ・相続人及び受贈者 配偶者と子供2人、子供2人にはそれぞれ配偶者と子供（孫）2人ずつ
- ◎子供とその配偶者及び孫2人（計4人）×2組、計8人に10年間、毎年200万円ずつ贈与します。  
 $200\text{万円} \times 8\text{人} = 1,600\text{万円} \times 10\text{年} = 1\text{億}6,000\text{万円}$
- ◎子供は相続で財産を取得するため、3年内贈与の持戻し対象になるとします。  
〔贈与後の課税価格〕  
 $5\text{億円} - 1\text{億}6,000\text{万円} + 200\text{万円} \times 3\text{年} \times 2\text{人} = 3\text{億}5,200\text{万円}$   
〔贈与税額〕 受贈者1人当たりの贈与税額 9万円  
 $9\text{万円} \times 6\text{人} \times 10\text{年} = 540\text{万円}$   
 $9\text{万円} \times 2\text{人} \times 7\text{年} = 126\text{万円}$   
 $540\text{万円} + 126\text{万円} = 666\text{万円} \dots\dots\text{①}$   
〔相続税〕 一次相続 配偶者の相続税額 3,740万円  
子供の相続税額  $1,340\text{万円} \times 2\text{人} = 2,680\text{万円}$   
相続税の総額 6,420万円  
納付する相続税額 3,210万円……②  
二次相続 子供の相続税額  $890\text{万円} \times 2\text{人} = 1,780\text{万円} \dots\dots\text{③}$   
一次相続+二次相続  $3,210\text{万円} (\text{②}) + 1,780\text{万円} (\text{③}) = 4,990\text{万円} \dots\dots\text{④}$   
〔相続税+贈与税〕  $4,990\text{万円} (\text{④}) + 666\text{万円} (\text{①}) = 5,656\text{万円}$   
〔贈与しなかった場合の相続税額〕 9,850万円

**節税額 4,194万円**

# 贈与制度の有効活用

## 贈与税の税率構造緩和等見直し（平成27年1月1日以後）

### 直系尊属⇒20歳以上の子・孫 (父母、祖父母、祖々父母)

贈与金額 (万円)	改正前		改正後	
	贈与税 (万円)	実行 税率	贈与税 (万円)	実行 税率
120	1	0.83%	1	0.83%
300	19	6.33%	19	6.33%
500	53	10.60%	49	9.70%
1,000	231	23.10%	177	17.70%
1,500	470	31.33%	366	24.40%
3,000	1,220	40.67%	1,036	34.53%
5,000	2,220	44.40%	2,050	40.99%
8,000	3,720	46.50%	3,700	46.24%
10,000	4,720	47.20%	4,800	48.00%

※減税   増税    
 ※贈与金額は基礎控除（110万円）の控除前の金額です  
 ※万円未満四捨五入

**贈与額が411万円から8,409万円まで減税**  
**贈与額が8,410万円超で増税**

### 左記以外（一般）

贈与金額 (万円)	改正前		改正後	
	贈与税 (万円)	実行 税率	贈与税 (万円)	実行 税率
120	1	0.83%	1	0.83%
300	19	6.33%	19	6.33%
500	53	10.60%	53	10.60%
1,000	231	23.10%	231	23.10%
1,500	470	31.33%	451	24.40%
3,000	1,220	40.67%	1,195	34.53%
5,000	2,220	44.40%	2,290	40.99%
8,000	3,720	46.50%	3,940	46.24%
10,000	4,720	47.20%	5,040	48.00%

**贈与額が1,111万円から3,609万円まで減税**  
**贈与額が3,610万円超で増税**

出典：財務省『平成25年度税制改正について』

# 相続財産の切り離し（おしどり贈与）

## 贈与税の配偶者控除（おしどり贈与）



2,000万円  
+  
110万円 課税控除

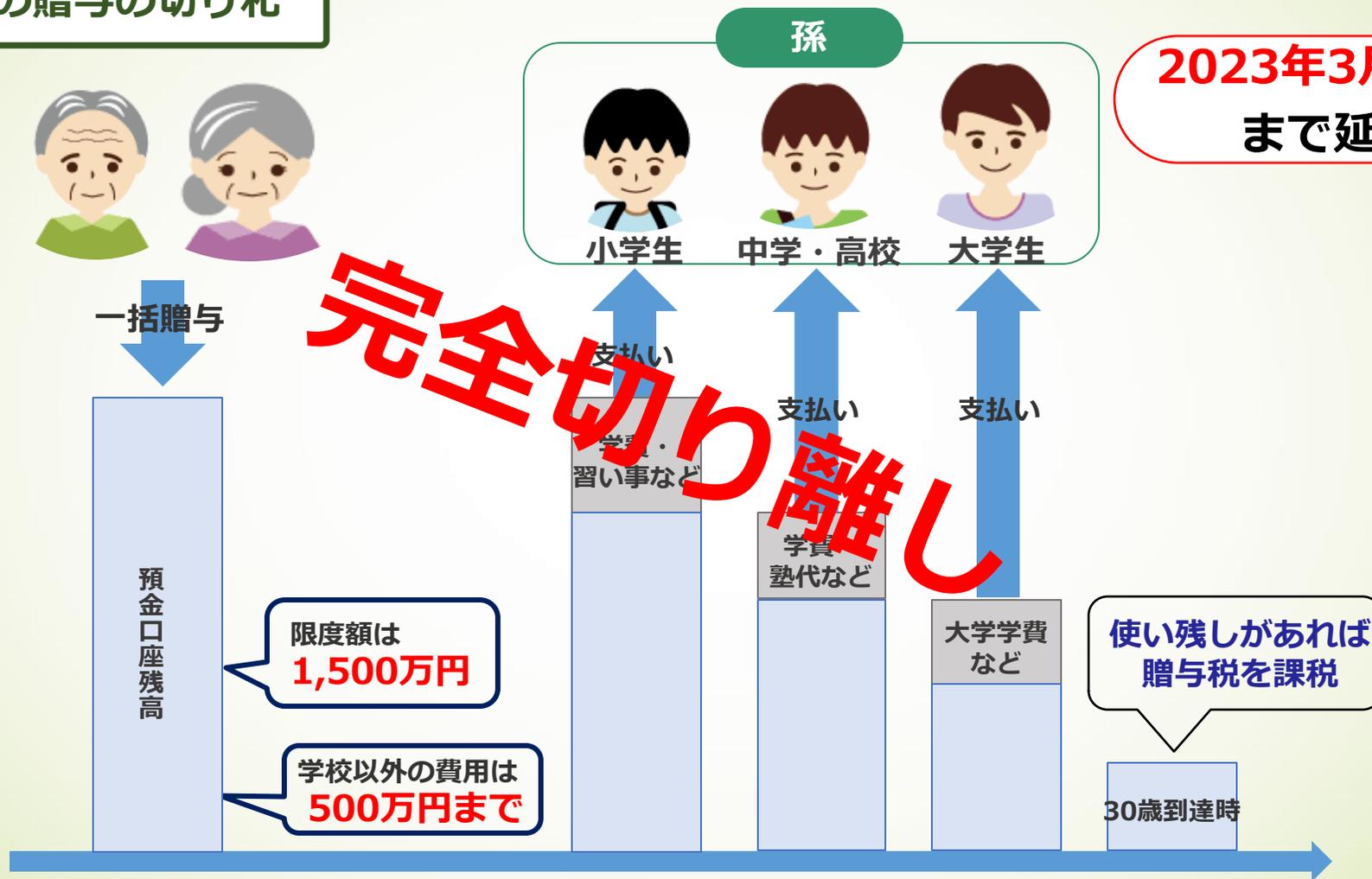
贈与



- ✓ 婚姻期間が20年以上なら、夫から自宅もしくはは居住用不動産の取得のための金銭を非課税で贈与してもらえる（最高2,000万円まで）
- ✓ 夫名義の財産が減り、相続税の申告が不要になることも（財産が基礎控除を下回る場合）
- ✓ 登録免許税、不動産取得税などの費用はかかります。
- ✓ 配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができない
- ✓ 完全切り離し

# 教育資金の一括贈与に係る贈与税額の非課税措置

## 孫への贈与の切り札

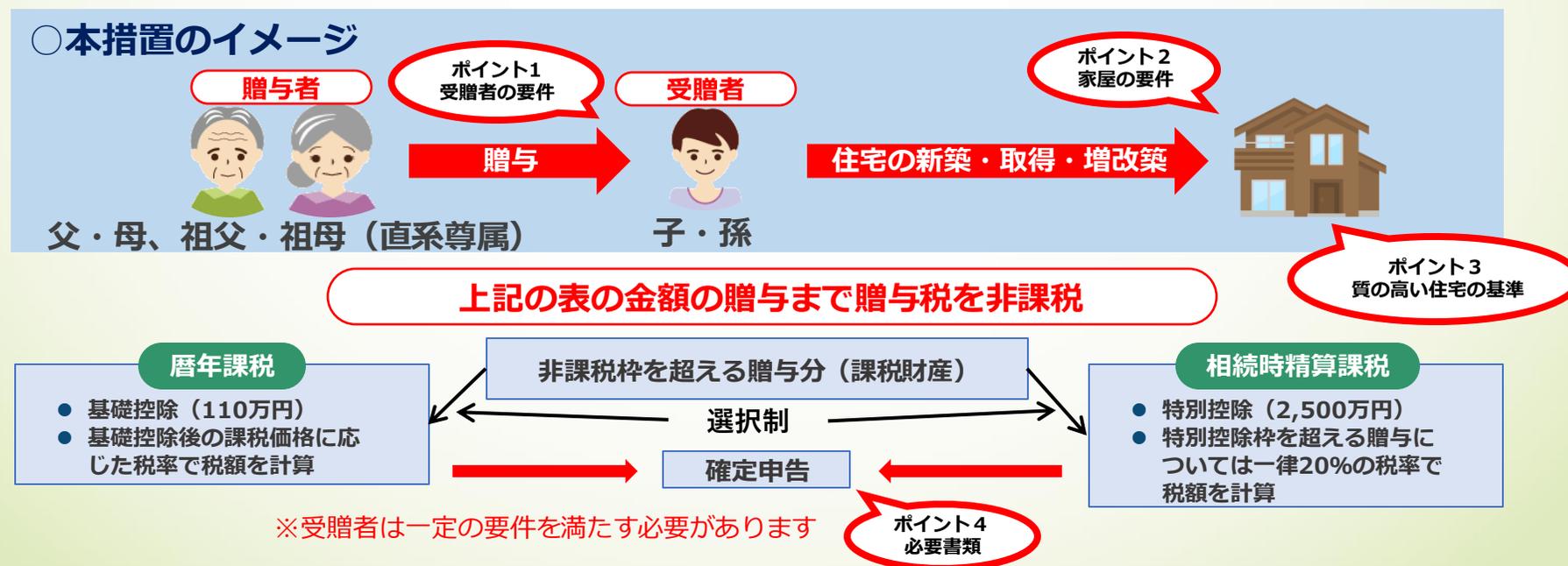


※特例の対象となる教育資金の使途の範囲に通学定期券代、留学渡航費等を加える。

# 住宅取得資金非課税

## 住宅資金贈与

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	1,200万円	700万円

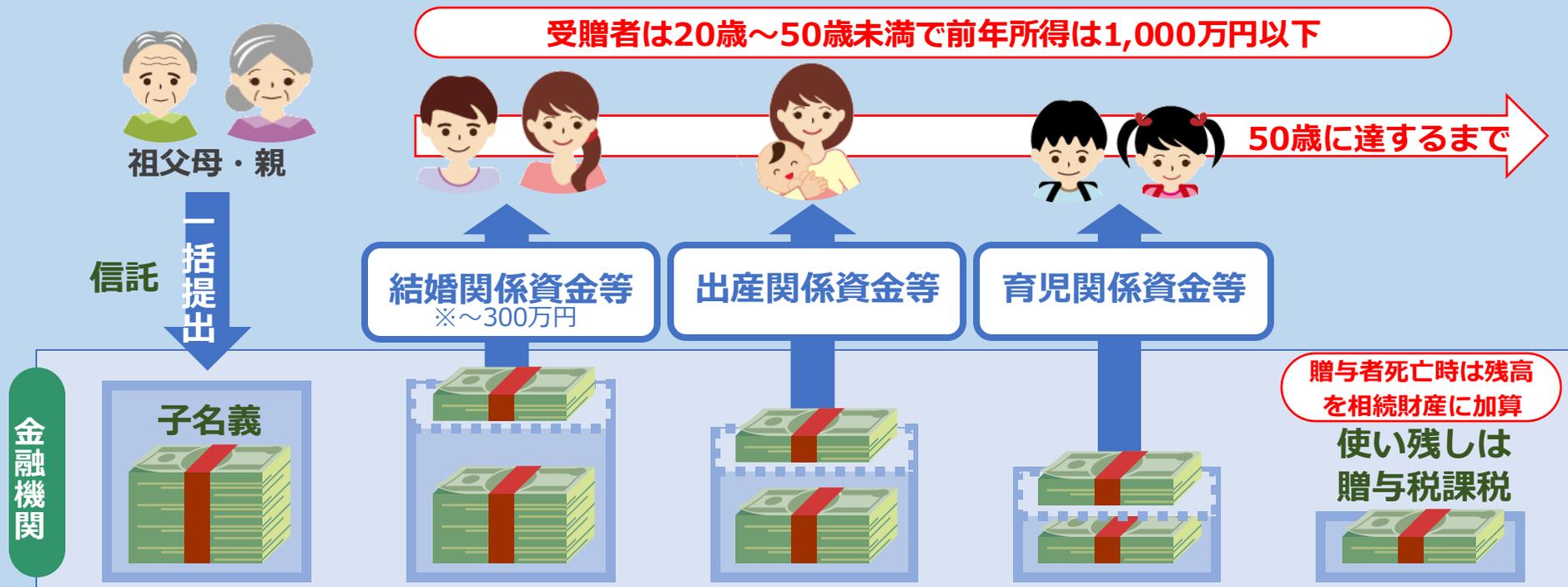


# 結婚・子育て資金贈与制度の創設

## 結婚子育て資金贈与信託への制限

信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できない。

### 金融機関の結婚子育て資金贈与信託を使う場合



## ジュニアNISA制度とは

- ✓ 口座を開設できるのは日本に住む**0～19歳**
- ✓ **年間80万円まで**の投資元本を**非課税**で運用できる
- ✓ **親権者等**が資金を拠出するとともに代理で運用
- ✓ **2016年1月**から口座開設の手続きが始まり、**2023年12月**で終了
- ✓ 口座の名義人が**18歳**になるまでは**払い出しの制限**がある



# みなし相続財産

# みなし相続財産とは何

## 生命保険金

被相続人が保険契約者（＝保険料支払者）かつ被保険者であり、たとえば長男を保険金受取人としていた場合を前提に説明します。

相続が開始すると、長男が保険金受取人として保険金を受領します。

1. 生命保険金は、保険金受取人（長男）の固有財産であり、相続財産ではありません。生命保険契約という契約に基づいて権利が発生するものです。「相続」（被相続人の財産を相続人に包括承継）で権利が発生するものではありません。遺産分割協議の対象にもなりません。被相続人が「この人に財産を渡したい」という意思を組み込むことができます。
2. 相続税法の上では、**みなし相続財産**として、**相続税の課税対象**になります。
3. 次の非課税限度額を超える部分が相続税の課税対象になります。  
500万円 × すべての法定相続人の数（注1）＝ 非課税限度額  
（注1） 保険金受取人以外の法定相続人も数に入れます。  
（注2） 保険金受取人が相続人でない場合には、この非課税の適用はありません。

# みなし相続財産とは何

## 退職金

「小規模企業共済」は、個人事業主や中小企業の役員向けの退職金制度です。国が運営していますので潰れることはありません。

相続にともなって相続人が受け取る場合は、相続税の取扱いになります。

### 小規模企業共済の相続対策としてのメリット

- 掛け金を支払ったときに全額が「所得控除」になること
- 相続で共済金を受け取るときに「死亡退職金」となること

# みなし相続財産とは何

## 小規模企業共済制度

契約者（個人事業主）の相続人がこの契約者の事業を1人で相続によりすべて承継した場合には、上記一時金の支給を請求しないで契約者が掛けていた納付月数を子に承継通算することができます（共済法第13条第2項）。もし、上記のように一時金の請求をせず、相続人の契約に承継通算することとなった場合には、契約者の相続税の計算をする際の相続財産として、どのように評価をすればよいのでしょうか。

1. 上記承継通算されたとしても退職手当金等としてみなし相続財産として取り扱われる
2. 評価額は一時金の支給を請求した場合に受け取ることができる金額
3. さらに、みなし相続財産として一定の金額について非課税として取り扱われる

# みなし相続財産とは

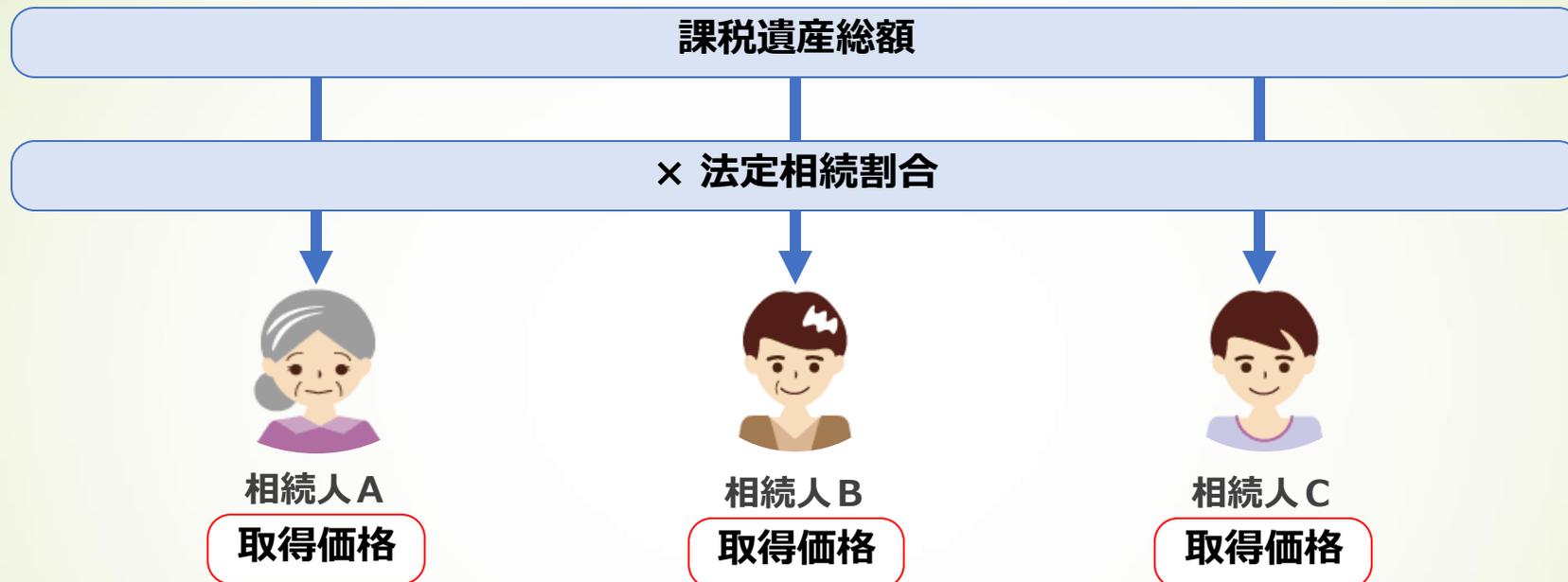
＜図表＞ 共済事由ごとの一時払いの金額（個人）2011年5月現在の加入

共済事由		A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
掛金月額 10,000円の例の場合		事業の廃止 個人事業主の 死亡	老齢給付（65 才以上で、15 年以上納付）	配偶者、子へ の事業譲渡	任意解約滞納
掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	掛金納付月数に応じて、掛金合計額 80%～120%相当額が受け取れます。 掛金納付月数が240ヵ月（20年）未 満での受取額は、掛金合計額を下回り ます
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	

# 相続税額の計算

# 相続税額の計算

## ① 課税遺産総額を法定相続割合で分ける

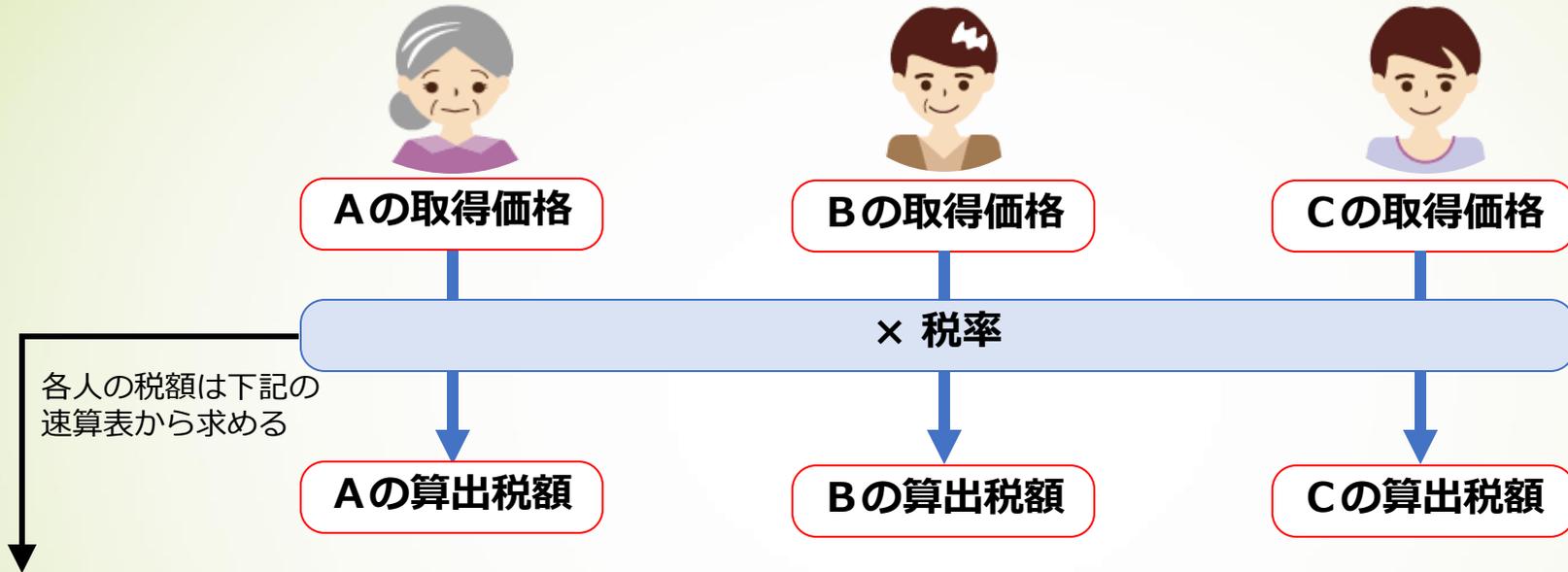


### 例

妻 : 2億円 × 1/2 = 1億円  
子 A : 2億円 × 1/4 = 5,000万円  
子 B : 2億円 × 1/4 = 5,000万円

# 相続税額の計算

②各人の取得価格から、それぞれの相続税額を計算する



相続税の速算表 (2015年1月1日以降)

法定相続分に応じた取得価格	税率	控除額
1000万円以下	10%	-
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

## 例

妻 :  $1\text{億円} \times 30\% - 700\text{万円} = 2,300\text{万円}$   
子A :  $5,000\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 800\text{万円}$   
子B :  $5,000\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 800\text{万円}$

# 相続税額の計算

③各人の相続税額を合計して、相続税の総額を出す

Aの算出税額 + Bの算出税額 + Cの算出税額 = 相続税の総額

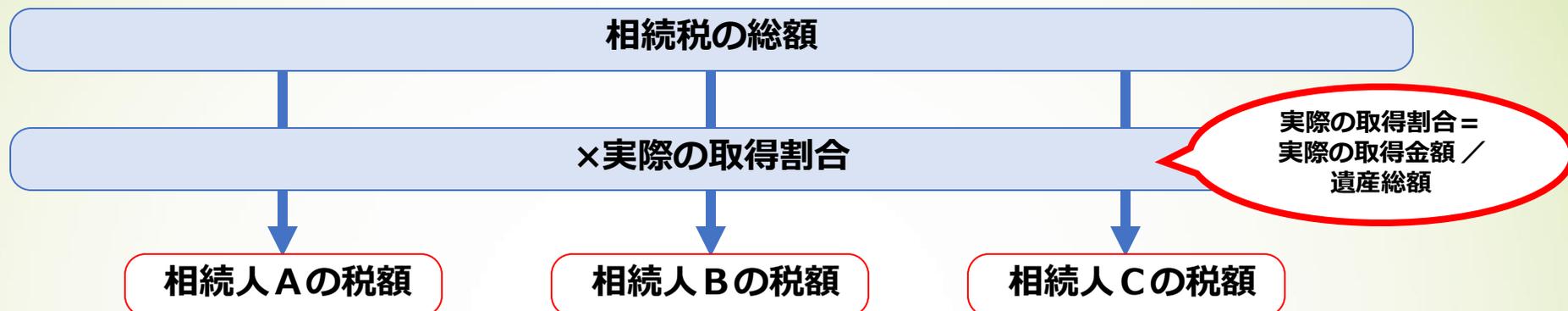
例

2,300万円 + 800万円 + 800万円 = 3,900万円

相続税の総額は、3,900万円

# 相続税額の計算

## ① 相続税の総額を実際の取得割合で分ける



※配偶者、子（代襲相続人含む）、父母以外の方は、各人の納税額に2割加算される

**基礎控除 4,800万円**

### 相続人が妻と子ども2人で、計3人の場合

遺産総額 : 2億4,800万円  
相続税の総額 : **3,900万円**  
実際の取得金額 : 妻 1億4,880万円  
子 A 4,464万円  
子 B 5,456万円

妻 :  $3,900万円 \times 1億4,880万円 / 2億4,800万円$   
= **2,340万円**  
子 A :  $3,900万円 \times 4,464万円 / 2億4,800万円$   
= **702万円**  
子 B :  $3,900万円 \times 5,456万円 / 2億4,800万円$   
= **858万円**

# 相続税額の計算

## ②当てはまる税額控除があるかを確認する

### I) 配偶者の場合

配偶者の税額軽減

税額控除額 = 法定相続相当分と1億6,000万円のいずれか大きい額… a

### II) 生前に贈与を受けた場合

暦年課税の贈与税控除／控除額

= すでに支払った過去3年分の贈与税額  
のうち相続税の課税対象分

相続時精算課税制度を利用／控除額

= 制度の利用で支払った贈与税額

### III) 未成年者や障害者の場合

未成年者控除 10万円 × <20歳までの年数> = 税額控除額

障害者控除 10万円(※) × <85歳までの年数> = 税額控除額

※特別障害者は20万円

# 相続税額の計算

## ③ 実際の納税額を計算する

### ● 配偶者の場合

実際の取得金額

≦

a 1億6,000万円  
または法定相続分

この場合は  
相続税はゼロ

実際の取得金額

>

a 1億6,000万円  
または法定相続分

差額に対応する分が  
納税額

### ● それ以外の人

①の税額

-

当てはまる  
納税控除額

=

各人の最終的な  
納税額

## 結果

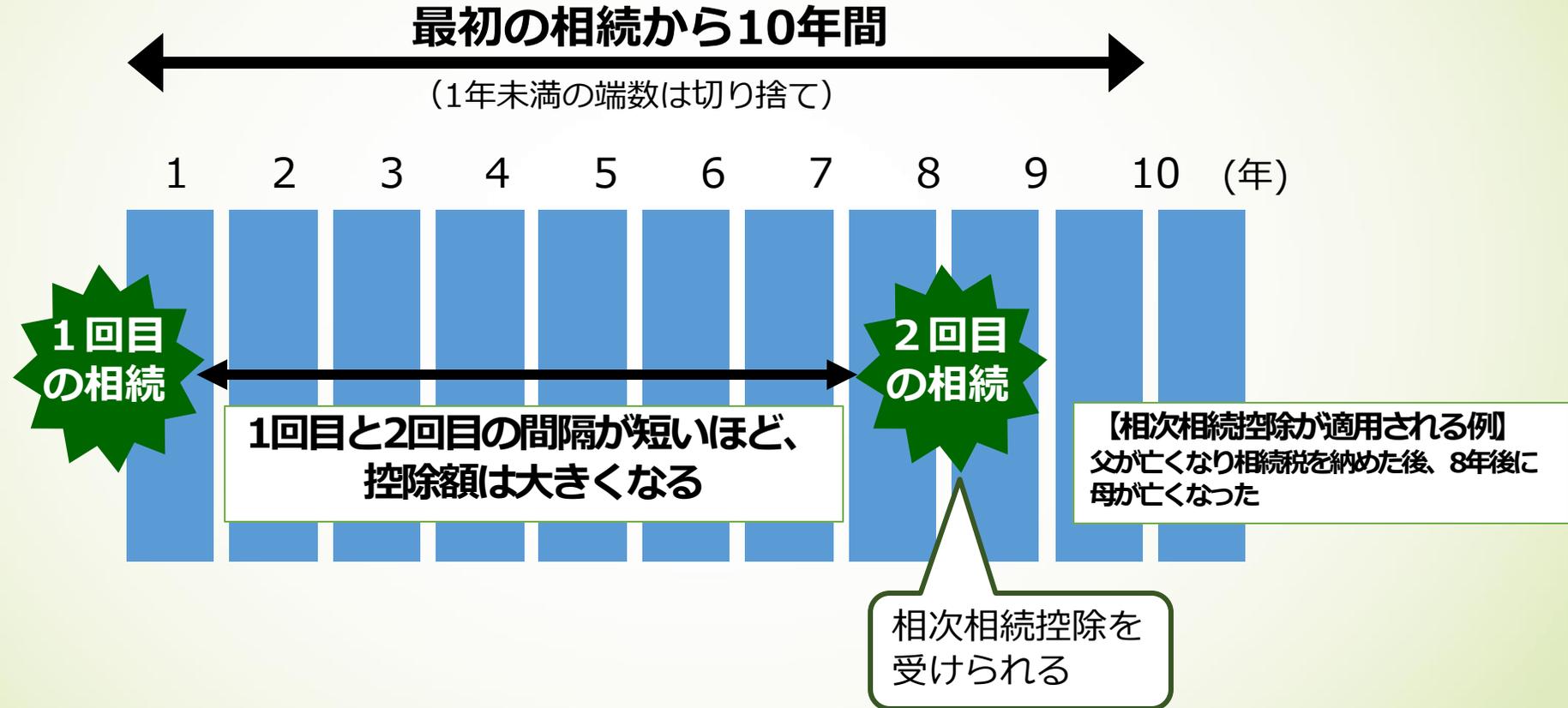
妻 3,900万円×1億6,000万円/2億4,800万円 = 2,516万1,290円  
2,340万円 < 2,516万1,290円 よって、0円

子は、差し引く税額控除がないので  
子A 702万円 子B 858万円

相続人全員が納める額は、  
合計1,560万円

# 相続税額の計算

相次相続控除は、10年以内に2回以上の相続で受けられる



# 相続税額の計算

## 相次相続控除の額はこうして計算する

今回（二次相続）の被相続人が、前回（一次相続）納めた相続税額

二次相続で相続人全員が取得した財産の合計額

二次相続で各相続人が取得した財産の額

一次相続から二次相続までの期間  
(1年未満切り捨て)

$$A \times \frac{B}{A} \times \frac{C}{D} \times \frac{10年 - 経過年数}{10年}$$

二次相続の被相続人が、一次相続で取得した財産の額

= **各相続人の控除額**

## 実際に計算してみよう

### ● 一次相続

父が被相続人、相続財産3億円。  
法定相続人は母と子（1人）、母が全額相続。  
相続税額は3,525万円

### ● 二次相続

一次相続の5年後。母が被相続人、相続財産2億5,000万円、法定相続人は子（1人）、子が全額相続。相続税額は5,900万円

### 相次相続控除の額

$$3,525万円 \times \frac{2億5,000万円}{3億 - 3,525万円} \times \frac{2億5,000万円}{2億5,000万円} \times \frac{10年 - 5年}{10年}$$

= **1,664万3,000円**（相次相続控除額）

この金額を相続税額から差し引くことができる

# 相続税額の計算

## 相続税の2割加算

相続財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（父母または子）および配偶者以外の人である場合、その相続税額の20%に相当する金額を加算することになっています。これを「相続の2割加算」といいます。

主に、孫、兄弟姉妹、おい、めいなどが相続人となった場合、2割加算の対象となります。ただし、孫の場合、代襲相続人であれば2割加算の対象外です。

また、養子は子に含まれるため対象外ですが、孫が養子になっている場合は、2割加算の対象となるため、注意が必要です。

### 2割加算が適用される相続人

兄弟姉妹

孫  
(代襲相続人の  
場合を除く)

おい、めい

血のつながりの  
ない第三者

# 参考：相続税をグローバル視点で見よう。

## ① 相続税、贈与税のない国

### 相続税、贈与税のない主な国

	相続税	贈与税
香港	×	×
シンガポール	×	×
タイ	×	×
マレーシア	×	×
カナダ	△ (みなし譲渡税)	△ (みなし譲渡税)
オーストラリア	×	△ (みなし譲渡税)
ニュージーランド	×	×
中国	×	×



参考：相続税をグローバル視点で見よう。

## ② 納税義務者は誰だ

		相続人			
		国内に住所あり	国内に住所なし		日本国籍なし
			日本国籍あり		
被相続人	国内に住所あり	居住無制限納税義務者	5年以内に国内に住所あり	5年を超えて国内に住所無し	
	国内に住所なし		非居住無制限納税義務者		
			5年以内に国内に住所あり		
	5年を超えて国内に住所なし				

参考：相続税をグローバル視点で見よう。

## ② 納税義務者は誰だ（その2）

前ページの図の3パターンの分類に応じて、課税される相続財産の範囲が異なってきます。

### 居住無制限納税義務者

相続により取得した全世界財産について相続税の課税対象となります。

### 非居住無制限納税義務者

相続により取得した全世界財産について相続税の課税対象となります。

### 制限納税義務者

相続により取得した日本所在の財産についてのみ相続税の課税対象となります。

参考：相続税をグローバル視点で見よう。

### ③ 相続財産の所在地

財産の所在地の判定	
動産、不動産、不動産の上に存する権利（借地権・賃借権など）	その動産、不動産等の所在地
金融機関に対する預金等	その預金等をした営業所の所在地
生命保険金・損害保険金	保険会社の本店または主たる事務所の所在地
退職手当金等	支払者の本店または主たる事務所の所在地
貸付金債権	債務者の住所、本店または主たる事務所の所在地
社債・株式・出資等	その法人の本店または主たる事務所の所在地
合同運用信託、投資信託	信託の引受けをした営業所等
特許権等の登録されている権利	登録した機関の所在地
著作権等の権利物が発行されているものの権利	発行する営業所又は事業所の所在地
事業所を有する者の事業上の権利	その事業所の所在地
国債、地方債	日本（外国債はその発行国）
その他	被相続人の住所地

# 相続は相続専門の税理士に相談しましょう

本日までご紹介した例はあくまでも一例です。

相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすいので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談をしましょう。



税理士・会計士は、相続の問題を親身に解決する身近な相談役です

**「まずは相談を！」**

# お問い合わせ

お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所



**03-5436-3737**

福岡事務所



**092-733-1840**

 相続・贈与相談センター®  
アイリス税理士法人

